

改正 平成7年6月2日
平成21年4月1日

平成16年4月1日

（目的）

第1条 本支部学生部門は、学生自治の精神に則り、学生の活動を守り、あわせてその生活の充実をはかることを目的とする。

（会員）

第2条 本部門は、学部学生、大学院学生および専門職大学院学生を会員とする。

（機関）

第3条 本部門は、前条の目的を達成するために次の諸機関を置く。

- （1）各学部学生自治会
- （2）自治会総務委員会
- （3）文化部・文化系同好会
- （4）運動部・運動系同好会・運動系愛好会
- （5）独立団体
- （6）評議委員会
- （7）協議会
- （8）運営委員会
- （9）予算委員会・決算委員会

（各学部学生自治会）

第4条 各学部学生自治会として法学部自治会・経済学部自治会・文学部自治会・理学部自治会を置く。

各学部学生自治会は、その学部における事業を学生自治の精神にもとづいて行う機関である。

各学部学生自治会は、各学科語学クラス・ゼミナールによつて構成される。

各学部学生自治会は、各学科語学クラス・ゼミナールから選出された自治委員から成る自治委員総会を代議機関としてもつ。

各学部学生自治会は、それぞれ執行委員会を置く。執行委員会は、各学部学生を代表し、各学部学生自治会を統括する。

各学部学生自治会は、その予算・決算について自治委員総会において報告・承認の義務を負う。

自治委員・自治会執行委員会委員の任期は、12月1日から翌年11月末日までとする。

（自治会総務委員会）

第5条 自治会総務委員会は、各学部学生自治会の連絡・協議機関であり、各学部学生自治会の事業全般に関する運営の円滑化と統一をはかる。

自治会総務委員会は、各学部執行委員会委員長によつて構成される。

自治会総務委員会委員の任期は1月1日から12月末日までとする。

自治会総務委員会委員は、同委員会委員長を選出する。

自治会総務委員会委員長は、次の場合に自治会総務委員会を招集する。

- （1）前期・後期の定例
- （2）自治会総務委員会委員の1名以上の要求があつた場合
- （3）自治会総務委員会委員長がその必要を認めた場合

自治会総務委員会は、自治会総務委員会委員4名全員の出席をもつて成立し、その議決は全会一致を原則とする。

（文化部・文化系同好会）

第6条 文化部および文化系同好会は、文化系各団体間の連絡および統一の機関である。

文化部および文化系同好会は、その最高議決機関として、文化部に文化部委員会、文化系同好会に文化系同好会総会を置く。文化部委員会および文化系同好会総会は各常任委員会委員を選出する。

文化部および文化系同好会は、各常任委員会の統括のもとで、文化部委員会および文化系同好会総会において次の事項を決定する。

- (1) 関係する各団体内の連絡および協力に関する事項
- (2) 予算配分に関する事項
- (3) 各団体の活動を守り発展させるための事項
(運動部・運動系同好会・運動系愛好会)

第7条 運動部・運動系同好会および運動系愛好会は、運動系各団体の連絡および協力をはかる機関である。

運動部・運動系同好会および運動系愛好会は、その最高議決機関として、運動委員会を置く。運動委員会は運動部常任委員会委員を選出する。

運動部・運動系同好会および運動系愛好会は、運動部常任委員会の統括のもとで、運動委員会において次の事項を決定する。

- (1) 関係する各団体内の連絡および協力に関する事項
- (2) 予算配分に関する事項
- (3) 各団体の活動を守り発展させるための事項
(独立団体)

第8条 独立団体は、その性質上、文化部・文化系同好会・運動部・運動系同好会・運動系愛好会のいずれにも属さない、独立性を持った団体である。

独立団体とは、学生相談所・学生放送局・学習院大学新聞社・輔仁会雑誌編集委員会・応援団の5団体を指す。

独立団体から選出された代表者は、評議委員会に出席し、各学部学生自治会・文化部・文化系同好会・運動部・運動系同好会・運動系愛好会と連絡および協力をはかる。

(評議委員会)

第9条 評議委員会は、文化部・文化系同好会・運動部・運動系同好会・運動系愛好会・独立団体の学内活動団体を代表する連絡・協議機関であり、学内活動団体の活動全般に関する運営の円滑化と統一をはかる。

評議委員会は、各常任委員会委員長および独立団体代表によつて構成される。

評議委員会委員の任期は、1月1日から12月末日までとする。

評議委員会委員は同委員会委員長を選出する。

評議委員会委員長は、次の場合に評議委員会を招集する。

- (1) 前期・後期の定例
- (2) 評議委員会委員の1名以上の要求があつた場合
- (3) 評議委員会委員長がその必要を認めた場合

評議委員会は、評議委員会委員4名全員の出席をもつて成立し、その議決は全会一致を原則とする。

(協議会)

第10条 協議会は、自治会総務委員会と評議委員会との連絡・協議機関である。

協議会の決定は学内の統一意思である。なお、協議会を構成する4学部自治会執行委員会・3常任委員会および独立団体は互いにその活動を尊重しなければならない。

協議会委員は、自治会総務委員会委員4名および評議委員会委員4名の計8名で構成され、議長は互選により選出される。

協議会は、委員8名全員の出席をもつて成立し、議決は全会一致を原則とする。

協議会は、運営委員会を組織し、その運営全般を円滑に進める責任をもつ。

協議会は、第3条に定める機関の運営が不正常に陥つたと判断した場合、輔仁会理事会に報告の後、対処する。

協議会議長は、次の場合に協議会を招集する。

- (1) 前期・後期の定例
- (2) 協議会委員3名以上の要求があつた場合
- (3) 自治会総務委員会委員長および評議委員会委員長がその必要を認めた場合
- (4) 協議会議長がその必要を認めた場合

- (5) 運営委員会を組織する場合
- (6) 予算委員会・決算委員会を招集する場合
- (7) 本規約の改正を行う場合
- (8) 学生理事を選出する場合
- (9) 第3条に定める機関の運営が不正常に陥つたと判断した場合
(運営委員会)

第11条 運営委員会は、学内諸行事の運営および学生諸施設の自主管理を行う機関である。

運営委員会とは、新入生歓迎委員会・大学祭実行委員会および部室管理委員会を指す。

運営委員会は、協議会のもとで組織される。

(予算委員会・決算委員会)

第12条 予算委員会および決算委員会は、本部門全般の予算・決算の審議・査定・承認に関する最高議決機関である。

予算委員会および決算委員会は、協議会議長により招集される。

予算委員会および決算委員会は、各学部自治会執行委員会の委員長および会計の8名と各常任委員会の委員長および会計の6名ならびに独立団体代表1名の計15名によつて構成される。

予算委員会および決算委員会の議決は、全会一致を原則とする。

(会計)

第13条 本部門は、会費・その他の収入をもつて財源とする。

前項の会費は、次のとおりとする。

(1) 学部学生	年額	6,000円
(2) 大学院学生	年額	900円
(3) 専門職大学院学生	年額	900円

本部門の会計は輔仁会会則第28条・輔仁会会計規則・輔仁会会計細則および本支部が別に定める会計関係の規則に従つて処理される。

(補則)

第14条 第3条に定める機関の規約については、各機関の定めるところとする。

第3条に定める機関の規約改正案の発効に関しては、協議会の確認、輔仁会理事会における報告・承認を必要とする。

本規約の改正案は輔仁会理事会の承認を必要とする。

第10条 項に定める事項に陥つた機関の正常化の確認は、協議会において行われ、輔仁会理事会に報告・承認を求めるところとする。

現在、各学部学生自治会・自治会総務委員会は成立していない。よつて協議会が運営されていないため、本規約第10条 項および第14条 項により以下の附則1・2・3・4・5を定め、再建を行うこととする。

附 則 1

暫定機関として以下の機関を設置する。

- 1 暫定協議会
- 2 自治会再建委員会

附 則 2

暫定協議会は、以下に挙げる業務を遂行する。なお、その権限並びに義務に関しては暫定協議会内規を定め従うものとする。また、暫定協議会委員は、文化部常任委員会より2名、運動部常任委員会より2名、文化系同好会常任委員会より2名、独立団体より1名の計7名によつて構成されるものとする。ただし、各学部学生自治会が再建された場合、当該学部自治会執行委員会より1名が参加することとする。

- 1 予算委員会・決算委員会の招集および予算および決算の査定・審議
- 2 運営委員会の組織
- 3 学生理事の選出
- 4 本規約の改正に関する審議
- 5 自治会再建委員会の設置

附 則 3

各学部学生自治会並びに自治会総務委員会の再建は以下の規定に従い行われるものとする。

- 1 各学部自治会員の4分の1以上の出席をもつ各学部学生大会を開催する。
- 2 学生大会は、暫定協議会委員が立ち会いのもと行われる。
- 3 各学部自治会再建は、学生大会の開催後、暫定協議会の確認・輔仁会理事会への報告・承認をもつて成立するものとする。

附 則 4

自治会再建委員会は、自治会再建のため以下に定めることを行う。

- 1 自治会再建委員会委員長は、学生自治の立場に立つて自治会再建のために活動してきた、暫定協議会が最適と認めた団体を構成する委員の中から選出され、これを同協議会が任命する。
- 2 自治会再建委員会委員長は、同委員会委員の中から副委員長・会計を任命する。なお、自治会再建委員会委員の任期は、1月1日から12月末日までとする。
- 3 自治会再建委員会は、暫定協議会に対して、相互の合意の上、適宜報告の義務を負う。
- 4 自治会再建委員会委員長は、予算委員会および決算委員会に出席し、予算および決算に関して報告の義務を負う。
- 5 自治会再建委員会は、各学部自治会規約を作成し、暫定協議会に報告・確認を求めるものとする。
なお、同規約の施行は輔仁会理事会の承認の後とする。
- 6 自治会再建委員会は、各学部学生大会を主宰する。なお、同大会の開催にあたっては、暫定協議会委員の立ち会いを必要とする。

附 則 5

各学部学生自治会および自治会総務委員会の発足後、上に定めた附則1・附則2・附則3・附則4はその効力を失い、削除されるものとする。

附 則 6

輔仁会大学支部における役員（学生部門を除く。）については、輔仁会大学支部規約（教職員部門）が制定されるまでの間、次のとおりとする。

- 1 支部長 支部長は本支部の教職員の中から会長がこれを委嘱する。支部長は本支部を統轄し、支部を代表する。
- 2 部長 文化関係および運動関係各部に部長を置く。部長は原則として本支部専任教員中から支部長がこれを委嘱する。部長は部務を処理し学生指導に当たる。

附 則 7

- 1 本支部規約は、平成7年6月2日から施行する。
- 2 従前の輔仁会大学支部規約は、この規約施行の日からこれを廃止する。

附 則 8

本支部規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 9

本支部規約は、平成21年4月1日から施行する。

〔注記〕

本支部規約および附則1ないし5は、規約改正検討委員会委員（文化部常任委員会代表阿部彰雄、運動部常任委員会代表 佐瀬陽一郎、文化系同好会常任委員会代表 長元志郎、全学自治会総務委員会委員長代行 中森憲、独立4団体代表 増田祥三）全員の合意を基礎としている。